

## 4 1 2 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

### 1. 特例を設ける趣旨

都道府県において、事務処理特例条例によって市町村（特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。）に事務を移譲した場合に、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。

### 2. 特例の概要

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

(1)「都道府県知事の権限に属する事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」については、この要件が満たされない場合に、都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残り、大きな合理化効果は期待できないものと考えられますので、事務のすべてを市町村が処理することが必要です。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけでなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村（例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海に面しない市町村）以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

(例) A県に計5市が存在する場合の考え方

#### ① 本事業が想定しているケース

都道府県の権限に属するある事務を5市すべてが処理することとなり、A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなく

なり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

② 本事業の対象とならないケース

当該事務を4市が処理することとなるケースでは、A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない。(逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。)

(2) 「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない」 ことについては、都道府県を経由することが

① 国の便宜を図ること

② 都道府県に必要な事実を承知させ併せて意見を徴すること

といった「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合、地方自治法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではなく、こうした場合に該当しないことが必要となります。

(想定される支障事例の3つの類型)

① 市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多大となり事務の適正な遂行ができないケース

② 市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく、このため国(又は市町村)が適切な判断ができず(あるいは国(又は市町村)が都道府県の意見を求めることにより事務が多大となり)、事務の適正な遂行ができないケース(市町村からの申請のケースも同様)

③ 都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それに関連する事務の適正な遂行ができないケース

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行えるのは、原則として都道府県に限ります。ただし、都道府県とその事務を処理する市町村が連名で申請を行うことはで

きます。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として当該都道府県の全域とします。ただし、将来的にも移譲し得る当該特例の事務が想定されない市町村の区域を除くことができます。

(3) 市町村の意見聴取

本特例措置の認定を受けるに当たっては、構造改革特別区域法第4条第4項に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければなりません。なお、関係する市町村からの意見には、計画が「円滑かつ確実に実施されると見込まれ」ないと考えられるような特段の問題が示されていないことが必要です。仮にそのような意見が出されている場合には、当該問題を解消するための措置を記述する必要があります。

(4) 認定申請の時期

特区計画の認定申請が可能となる時期は、認定（予定）日において、当該廃止しようとする経由事務に係る本体事務について事務処理特例条例が施行されることが確実であると見込まれることが要件となります。具体的には、認定申請までに、当該条例が公布されているか、または都道府県議会で議決されていること等が必要となります。

(5) 当該規制の特例措置が適用される個別の事務とその開始の日

特区計画の別紙に、事務処理特例条例名、施行（予定）日、公布（予定）日を示した表並びに対象となる個別の事務ごとにその経由事務の廃止時期（特例措置の適用開始時期）、事務の移譲時期及び適用除外される市町村を示した表を作成してください。

(例) 事務処理特例条例の日程を示す表

事務処理特例条例名	施行（予定）日	公布（予定）日	備考
〇〇条例	〇〇年〇月〇日 （予定）	〇〇年〇月〇日 （予定）	

(例) 当該規制の特例措置の適用の開始の日を示す表

条例による事務処理の特例の結果、〇〇県に代わって、市町村が国の行政機関と行うものとする協議又は許認可に係る申請等	事務の移譲時期	経由を廃止する時期(適用開始日)	除外される市町村	備考
〇〇法第〇条の規定により〇〇大臣に対して行う〇〇の協議	〇〇年〇月〇日	〇〇年4月1日(予定)	—	
〇〇法〇〇令の規定により〇〇大臣が行う許可についての申請	〇〇年1月(予定)	〇〇年1月(予定)(※1)	〇〇市 〇〇町 〇〇村	(※1) (※2)

(※1) 経由を廃止する年月日を事前に確定できない場合は、当該時期を特定できる関連情報を備考欄に記載してください(例:「認定の日以降、経由事務に係る本体事務に関する事務処理特例条例が施行される日」)

(※2) 全市町村を対象として移譲しない事務については、適用が除外される市町村へ移譲しうる事務が当面想定されない理由を備考として記載してください。

(6) 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより

- ① 都道府県の事務についてかなりの合理化効果が期待できること
- ② 移譲する事務の趣旨、処理方法及び量等に照らし、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

を明記してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

以下の書類を添付してください。

- (1) 市町村から聴取した意見の概要(特区法第4条第7項に基づくもの)
- (2) 事務処理特例条例の写し
- (3) 個別の事務ごとの申請、協議等の過去5年間の各年の件数
- (4) 工程表(4.(5)の日程を示すとともに、今後追加が予定されている事務等があれば記載)
- (5) 調整する方法(市町村から意見があり対応を要する場合の措置等)

また、参考資料として、以下の書類も添付してください（認定に必須の書類ではありませんが、経由事務廃止後の申請、協議等の事務の円滑化を図るために可能な限り添付してください）。

① 各市町村担当課、連絡先（電話番号等）一覧

② 関係省庁の担当課、連絡先（電話番号等）一覧

※関係省庁の担当課については、対象となる事務が国の出先機関を経由する場合は、出先機関の担当課としてください。

## 6. その他

### （1）認定申請前の準備

認定に当たっては、事務を所管する省庁と十分な調整をする必要があるため、本特例措置の認定申請を予定している場合は、できる限り早めに御相談ください。

### （2）関係市町村への通知

都道府県知事は、本特例措置の計画認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければなりません（特区法第15条第2項）。関係市町村が、認定された計画の具体的内容を通知されることにより、国との協議等の事務の円滑化が図られます。

### （3）計画変更の手続

本特例措置が適用される事務を追加する場合は、随時変更で申請できません。

#### 4 1 3 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

##### 1. 特例を設ける趣旨

救急需要の増大にともない救急隊の出動件数が増加傾向にある中、地域によっては、軽症事案の対処中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れる等の事例が発生しています。このため、構造改革特別区域として救急隊の編成の基準について特例措置を設けることにより、救命率の向上を図るものです。

##### 2. 特例の概要

原則として、救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成しなければならないとされていますが、構造改革特別区域においては、当該区域内に設置された消防機関が以下の体制を確立していることを要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人による救急隊の編成を可能とするものです。

- ① 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別及び通報から出動までの手順
- ② 救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動した救急現場において、不測の事態が生じた場合に、あらかじめ定めた基準及び要領に従って 3 人以上の救急隊員による速やかな措置が実施できる体制
- ③ 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による、通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組み」及び「通報を受けた時から出動するまでの手順」の作成に当たっては、地域メディカルコントロール協議会等とも協力・連携し、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）を極小化する等十分な検証及び分析を行った上で、当該仕組み及び手順（プロトコル）により、迅速かつ的確に傷病者の緊急度・重症度を判断できるようにすることが必要です。

- (2) 本特例は、消防法施行令第44条第1項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、たとえば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路等、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所へ出動する場合など「救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生じるおそれがあると判断する場合」については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車1台及び救急隊員3人以上で出動することを求めるものです。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

##### (1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、市町村又は地方自治法（昭和22年法律67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合であつて、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項による救急業務を実施する地方公共団体（すなわち、役場や消防団が搬送業務を実施する場合や他団体に事務委託している場合を除く。）に限ります。

##### (2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として、認定に係る地方公共団体の全域とします。ただし、傷病者の搬送先である医療機関その他の場所が構造改革特別区域外であっても、構造改革特別区域内に設置された消防機関が搬送を行う場合については、同様に特例措置の適用を受けることが可能です。

##### (3) 特区計画の意義及び目標

本特例措置を活用することにより、

- ① 認定を受けた地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、救命率の向上が期待できること
- ② 特例措置の適用により他の部隊に配置となった救急隊員の効果的な活用が図られること

を記載してください。

また、本特例措置の活用が救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記した上で、従来の体制からの改善点及び達成目標を記載してください。

## 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

地方公共団体が設置する消防機関が、基本方針の別表1「特例措置の内容」に示す(1)～(3)の要件に適合することを証する以下の書類を添付してください。

- ① 緊急通報受信時に傷病者の緊急度・重症度の識別(トリアージ)を体系的かつ自動的に行う仕組みの仕様、当該仕組みの有効性を示す検証結果又は報告書及び当該仕組みに採用されているトリアージ基準等の書類
- ② 通報を受けた時から出動するまでの手順を示した要綱等の書類
- ③ 救急現場において不測の事態が生じた場合に3人以上の救急隊員により対応する際の手順等を定めた活動基準及び運用要領等の書類
- ④ 通信指令業務を行う施設に常駐し対応する医師の勤務体制及び活動体制等について記載した書類

また、参考書類として、地方公共団体において、本特例措置による救急業務の実施に関し、その適正な実施を確保すべく条例で措置を講じる場合は、当該条例(案)の写しを提出してください。

その他、認定に必須の書類ではありませんが、地方公共団体において発行している広報誌等についても、特例措置の適用に伴う住民への周知を確認するために可能な限り添付してください。

## 6. その他

認定に当たっては、現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されること等を精査する必要があるため、認定申請を予定している場合は、できる限り早めに消防庁救急企画室まで御相談ください。